

～生衛組合も指導センターも生衛法に基き設立されています～

生衛法は、国民生活に欠かせない生衛業の経営の健全化を通じて、公衆衛生の向上及び増進に資するとともに、消費者・利用者の利益を擁護することを目的として制定され、平成 29 年は 60 周年を迎えました。

生衛法は、今年、制定 60 周年を迎えました



- ・生衛法は、昭和 32 年に制定施行され、平成 29 年に 60 周年を迎えました
- ・生衛法は、生衛業の振興・発展を推し進める法律です。
- ・生衛組合も指導センターも生衛法に基き設立されています
- ・生衛業は、超高齢社会の到来で、地域密着産業として地域への貢献が求められています。

熊本県生活衛生営業指導センター 熊本県生活衛生同業組合連合会